# 第4章 合併に向けた法手続き

# 第4章 合併に向けた法手続き

1 各町村における合併関連議案の議決

合併協定調印を受け,各町村では6月の第2回議会定例会において,廃置分合等合併関連5議 案が提案され,6月15日に同日可決された。

(1)各町村議会に提案された合併関連議案

廃置分合について

# 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により,平成17年2月1日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することを茨城県知事に申請することについて,同条第5項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

# 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

## 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う財産処分を,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 4 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 5 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う財産処分について,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 4 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の財産は,すべて「城里町」に帰属させる。 平成 16 年 6 月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂
 村
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

## 廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

# 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員の在任に関し,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 15 日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員の在任について,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員は,市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し,合併後2年間,引き続き「城里町」の議会の議員として在任する。

平成16年6月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

# 廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

## 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって設置する「城里町」の議会の議員の定数を,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 7 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 10 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の定数に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって設置する「城里町」の議会の議員の定数について,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 91 条第7項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

「城里町」の議会の議員の定数は,18人とする。

平成16年6月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

#### 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

## 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員の任期に関し,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員の任期について,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員は,市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し,合併後1年間,引き続き「城里町」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年6月日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

## (2)関係町村の議会の議決の状況等

## 議会提出議案等

3町村とも6月15日に提案し,同日付けで可決した。

町村	提出議案	賛成	反対
常北町	第 31 号議案 廃置分合について	14	1
	第32号議案 財産処分について	14	1
	第33号議案 議会の議員の在任について	14	1
	第34号議案 議会の議員の定数について	14	1
	第35号議案 農業委員会の選挙による委員の任期につい	T 14	1
桂村	議案第27号 廃置分合について	13	0
	議案第28号 財産処分について	13	0
	議案第29号 議会の議員の在任について	13	0
	議案第30号 議会の議員の定数について	13	0
	議案第31号 農業委員会の選挙による委員の任期についる	7 13	0
七会村	議案第 17 号 廃置分合について	9	1
	議案第 18 号 財産処分について	9	1
	議案第19号 議会の議員の在任について	9	1
	議案第20号 議会の議員の定数について	9	1
	議案第21号 農業委員会の選挙による委員の任期についる	7 9	1

## 協議書の締結

- <締結日> 平成16年6月15日
- <締結した協議書>
  - ア 財産処分に関する協議書
  - イ 議会の議員の在任に関する協議書
  - ウ 新町の議会の議員の定数に関する協議書
  - エ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

## 協議書の告示

<告示日> 常北町(平成 16 年 6 月 17 日), 桂村(平成 16 年 6 月 24 日), 七会村(平成 16 年 6 月 21 日)

#### <告示した協議書>

- ア 議会の議員の在任に関する協議書
- イ 新町の議会の議員の定数に関する協議書
- ウ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

## 2 合併申請と県知事処分,官報告示

## (1) 茨城県知事への合併申請

各町村の議会で合併関連5議案の議決を受け,平成16年6月22日,3町村長と3議会議長が,茨城県庁を訪問し,橋本茨城県知事に合併申請を行いました。

#### <合併申請書>

常北発第 1005 号

桂 発 第 632 号

七総発第 111 号

平成 16 年 6 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

常北町長 三村 孝信

桂村長 金長 義郎

七会村長 阿久津 藤 男

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づき,平成17年2月1日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって城里町を設置することとしたいので,関係書類を添えて申請します。

# (廃置分合申請関係添付書類)

- 1 合併(廃置分合)の期日
- 2 合併の方式
- 3 新町の名称
- 4 新町の事務所の位置
- 5 合併(廃置分合)を必要とした理由
- 6 合併に至る経緯の概要
- 7 関係町村の議会の議決書
- (1)廃置分合
- (2)財産処分に関する協議
- (3)議会の議員の在任に関する協議
- (4)新町の議会の議員の定数に関する協議
- (5)農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議
- 8 関係町村の議会の会議録の写し(抄本)
- 9 関係町村の協議書の写し
- (1)財産処分に関する協議書
- (2)議会の議員の在任に関する協議書
- (3)新町の議会の議員の定数に関する協議書

- (4)農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書
- 10 合併協定書
- 11 新町建設計画書
- 12 町となるための県条例要件関係資料
- (1)関係町村の現況表
- (2)町の要件に関する調書
- 13 その他の関係資料
- (1)位置図

県内における位置図 関係町村の地図

- (2)関係町村の沿革
- (3)関係町村の行政組織図
- (4)任意合併協議会の規約等
- (5)法定合併協議会の規約等
- (6)住民に対する合併の広報等

合併協議会だより

関係町村の広報誌

住民説明会資料(平成15年11月及び平成16年4月の2回実施)

新町建設計画の概要版 (建設計画の周知)

- (7)合併関連新聞記事
- (8) 市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査報告書

## (2)新町の属する郡の区域に関する要望

3町村の合併は東茨城郡と西茨城郡をまたぐ新設合併のため,新町が属する郡の区域を県知事が定めることになるため,「新町の属する郡は東茨城郡とされたい旨の要望書」を,県知事に対しては合併申請に併せて,茨城県議会議長に対しては,平成16年7月1日に,それぞれ提出しました。新町の属する郡の区域については,地方自治法第259条の規定により,県知事が県議会の議決を経て定め総務大臣に届出し,総務大臣の告示をもって決定するものである。

# <新町の属する郡の区域に関する要望書>

#### 要 望 書

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の合併に伴う新町の郡の所属の決定については,東 茨城郡を希望いたしますので,善処方お願いいたします。

平成16年6月日

茨城県知事橋本 昌 様

茨城県議会議員 海 野 透 様 (各通)

東(西)茨城郡 町(村)長

東(西)茨城郡 町(村)議会議長

# (3) 県議会の議決と県知事処分

#### 茨城県議会での議決

県知事は3町村長からの合併申請を受け,平成16年9月2日に開会した茨城県議会第3回定例会に当地域の合併に関する「町村の廃置分合について」及び「町の属するべき郡の区域について」の議案を提出した。

県議会では,9月21日の「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」での審議を経て,9月27日の最終日の本会議において,当地域の廃置分合等の議案は可決された。

# < 県議会に提出された廃置分合議案 >

#### 第 127 号議案

町村の廃置分合について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,それらの区域をもって城里町を置くものとする。

平成 16年9月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌

#### < 県議会に提出された郡の区域を定める議案 >

#### 第 128 号議案

町の属すべき郡の区域について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第259条第3項の規定により,平成17年2月1日から, 東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の区域をもってあらたに設置される城里町の属すべ き郡の区域を東茨城郡とする。

平成16年9月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県知事による処分

県知事は,茨城県議会の議決を受け,平成 16 年 10 月 18 日付けで「東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,城里町を置く処分」及び「城里町の属する郡の区域を東茨城郡とする処分」を行うとともに,同日付で総務大臣への届出を行った。

#### < 廃置分合の処分 >

#### 決定書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 7 条第 1 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,それらの区域をもって城里町を置く。

平成 16 年 10 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

# < 郡の区域を定める処分 >

# 決 定 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 259 条第 3 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の区域をもって新たに設置される城里町の属すべき郡の区域を東茨城郡とする。

平成 16 年 10 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

# (4)総務大臣による官報告示

総務大臣は、「東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し、城里町を設置する旨」及び「城里町の属すべき郡の区域を東茨城郡とする旨」、茨城県知事から届出があったことを平成16年11月12日付けの官報に告示した。

これにより一連の法手続きが完了し,平成17年2月1日の合併を迎えるのみとなった。

<総務大臣による告示>

総務大臣による音示>				
総務大臣 麻生 太郎 一年 一年 一月十二日 一年 一月十二日 一年 一月十二日 一年 一月十二日 一年 一月十二日 一年 一月十二日 一年 一月十二日 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務省告示第八百八十九号 総務者告示第八百八十九号 といることに伴い、同法第二百五十九条第三項 をのとする。 中成十六年十一月十二日 といることに伴い、同法第二百五十九条第一項の規定に をいることに伴い、同法第二百五十九条第一項の規定に をいることに伴い のが、一方では のが、一方で	総務大臣 麻生 太郎地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し、その区域をもって城里町を設置する旨、茨城県知事から届出があったので、「一の別分は、平成十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。平成十六年十一月十二日 総務省告示第八百八十八号			